

横浜ノース・ドックの一部返還について

(加納委員) 今まで返還されていなかったふ頭内道路を使用していましたけれども、今回返還されたということになりますと、ふ頭内道路の管理とか、その道路で起きる事故等の責任問題とか、返還されたことに伴う幾つかの課題があると思うのです。それはどういうことに影響が及ぼされてくるのか。それについてお聞きしたいと思います。

(友田基地担当理事兼基地対策部長) このふ頭内道路につきましては、従前から共同使用という形をとっております。したがって、道路としての管理につきましては従前から港湾局で管理している状況で、その状況は何ら変わらない形になります。ただ、今回は共同使用ではなく返還という形になりますので、米軍の管理下にならないこととなりますから、米軍に通行をとめられることがなくなるということでございます。

(加納委員) 横断していて事故が起きた場合等の責任については、通常の公道と同じということによろしいのですか。

(友田基地担当理事兼基地対策部長) 事故等、道路交通法上の取り扱いがどうなっていくのかということだと思っておりますが、従前どおり、ふ頭内道路ということで道路交通法は適用されず、港湾管理者の中で管理されることとなります。